

「介護割引」のご案内

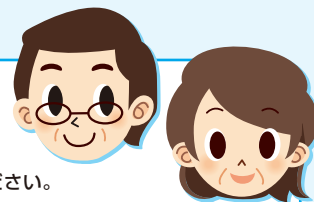
～ご家族のやさしさも運ぶ割引運賃～



「介護割引」をご予約・ご利用の際は、 「介護割引情報登録」済みの ANA マイレージクラブカードが必要です。



- 「介護割引情報登録」は ANA 介護割引情報登録事務局にて無料で承ります。
- 登録の申請はインターネットまたは郵送にて受付いたします。お客様の重要な個人情報を取り扱うため、当社空港カウンターおよび旅行会社では受け付けておりません。
- 登録された情報は、登録日から1年後の同日まで有効です。
- 「介護割引情報」登録後は、有効期間にかかわらずご予約・ご購入いただけますが、ご搭乗時に有効期限が終了している場合、介護割引運賃でのご搭乗はできません。



「介護割引」の主な適用条件について

- 「介護割引」は、要介護または要支援認定された方の「介護する方」(満12歳以上)を対象とさせていただきます。詳しくはP.4の適用範囲をご確認ください。
- ご利用いただける路線は、「介護する方」と「介護を必要とされる方」の最寄りの空港を結ぶ1路線限定とさせていただきます。
- 「介護割引」を利用される際は、「介護割引情報登録」済みの ANA マイレージクラブカードをお手元にご用意の上、ご予約、ご購入ください。
- 「介護割引」を利用できる座席数は、便ごとに限りがあります(便によっては設定のない場合がございます)。

適用路線	ANA 国内線全路線 ※ご利用いただける路線は「介護する方」と「介護を必要とされる方」の最寄りの空港を結ぶ1路線限定。	購入	ご予約日を含め3日以内。ただし、搭乗日の2日前以降は出発時刻の20分前	払戻	当該航空券の有効期間満了日の翌日から起算して30日以内に限り、所定の払戻手数料を適用し払戻し。
適用対象者	「介護割引情報登録」済みの ANA マイレージクラブカードを所持する方	予約変更	同一区間での便の変更は可。	マイル積算率	100%
予約	搭乗日の355日前から搭乗日当日まで ※プレミアムクラスへの変更は、ご搭乗日2日前より、追加料金をお支払いいただくことでアップグレード予約が可能です。	取消手数料	予約便出発後は、路線に定める所定の額(予約便出発前は、払戻手数料のみ)。	備考	航空券ご購入時、ご搭乗時に「介護割引情報登録」済みの ANA マイレージクラブカードの提示が必要。ご搭乗日に「介護割引情報登録」の有効期間内であることが必要。

「介護割引情報登録」の申請 「介護する方」ご本人がお申し込みください。

1 まずは ANA マイレージクラブにご入会ください

※ご入会済みのお客様は、手順2へお進みください。

無料

ご入会方法	ANAウェブサイト	ANA SKY WEB ANA SKY MOBILE	www.ana.co.jp/letsstart/
	入会申込書を郵送	入会申込書をお取り寄せください 0570-029-767 【有料】 月～金:9:00～19:00 土:9:00～17:00/日・祝・年始休	または ANA国内線空港カウンター ※入会申込ハガキは、ANAマイレージクラブセンターに送付してください。

2 「介護割引情報登録」に必要な書類をご用意ください

[1] 介護保険・要介護または要支援認定を証明する書類 (認定有効期間内のもの) いずれか1通

- 介護保険被保険者証
 - ・被保険者の番号・住所・氏名などが記載された介護保険被保険者証の表紙ページ、要介護または要支援状態区分等・認定年月日が記載されたページが必要です。
- 介護認定結果通知書

[2] 「介護する方」ご本人の現住所を証明する公的書類 (氏名と現住所が確認できるもの) いずれか1通

- 運転免許証 ●パスポート(※1) ●健康保険証 ●年金手帳
 - 学生証●身体障害者手帳 ●戦傷病者手帳 ●療育手帳
 - 区民証、市民証、町民証、村民証 ●住民票(※2)
 - 戸籍謄本または抄本(※2) ●外国人登録証明書
 - 住民基本台帳カード(写真付き) ●マイナンバーカード(表面のみ)
- ※1 顔写真のページと住所が記入されたページの両方の送付が必要です。
※2 住民票・戸籍謄本または抄本は6ヶ月以内に発行されたもの。

[3] 「介護を必要とされる方」と「介護する方」の関係を証明する書類(6ヶ月以内に発行されたもの)

- 「介護を必要とされる方」と「介護する方」のご関係を証明する戸籍謄本または戸籍抄本
- ※ご関係を証明するためには、複数の書類が必要となる場合があります。

複数名分を同時に申請される場合

- ご兄弟(姉妹)・ご夫婦等で複数名の登録を同時に申請される場合
 - ・郵送申請の際、必要書類【1】【3】については、複数名分の内容確認が可能な場合は、1通で結構です。
 - ・ANAマイレージクラブカードは、お1人様につき1枚必要です。「介護割引情報登録」は、各々のカードに行います。
- ご夫婦でそれぞれのご両親のお住まいの地域を各々申請できます。
 - ・ANAマイレージクラブカードは、お1人様につき1枚必要です。お1人様で複数区間の登録(ご利用)が必要な場合は、1枚のカードに、複数区間の利用登録をさせていただきます(区間登録は最大5区間までとなります)。
- いずれの場合も、別々に申請される場合は必要な書類【1】～【3】をそれぞれご用意ください。
- 登録申請をされる方ご本人がお申し込みください。
- 「介護する方」と「介護を必要とされる方」の最寄りの空港を結ぶ1路線限定とさせていただきます。

審査時に書類不備となる例

- ANAマイレージクラブ未入会の場合
- 介護保険被保険者証や運転免許証などが有効期限切れの場合
- 健康保険証や運転免許証の裏面の住所記載面のコピーがなく、現住所が確認できない場合
- 介護保険負担割合証や後期高齢者医療者証は、介護保険被保険者証ではないため受付できません。
- 個人番号通知カードは、証明書としてご利用いただけません。
- マイナンバーカード裏面の個人番号記載面は送付不要です(※個人番号の収集は不可の為)。

3

「介護割引情報登録」申請

無料

インターネットまたは郵送にて登録申請を行ってください。

●インターネットでの申請

- ・WEB登録申請フォームへ必要事項のご入力および必要書類の画像データを添付してください。



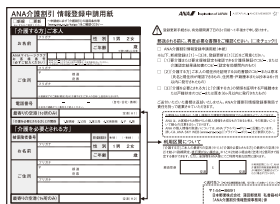
www.ana.co.jp/ktflow/

- ・以下のとおり登録を完了し、登録内容をeメールでお知らせします。
 - 「ANA介護割引情報登録事務局」の営業日(平日)15:00までに申請された場合は翌々営業日までに登録が完了します。
 - 「ANA介護割引情報登録事務局」の営業日(平日)15:00以降および休業日(土日祝)に申請された場合は翌営業日を含めて3営業日以内に登録が完了します。

※インターネット申請、郵送申請いずれの場合もゴールデンウィーク、年末年始など4日以上以上の連休をはさむ場合は登録までに時間がかかる場合がございます。

●郵送での申請

- ・ANA介護割引情報登録申請用紙に必要事項をご記入のうえ、必要書類のコピーまたは原本をご郵送ください。



「ANA介護割引情報登録申請用紙」は「ANAホームページ」よりダウンロードしてください。

www.ana.co.jp/ktflow/

ANA国内線空港カウンターでもご用意しております。

- ・「ANA介護割引情報登録事務局」が書類を受領した営業日(平日)の翌々営業日までに登録を完了し、登録内容についてのご案内文書を発送いたします。
 - *ANAマイレージクラブ入会申込書(はがき)でのご入会と同時に申請を行った場合は、2週間程度かかる場合がございます。ANAマイレージクラブへはホームページからご入会いただくとスムーズです。

「介護割引情報登録」の更新手続きについてはP.4をご覧ください。

4

航空券の予約・購入場所

ご予約・ご購入時に「介護割引情報登録」済みのANAマイレージクラブカードのお客様番号が必要です。ご予約の際には「介護割引」をご希望の旨をお伝えください。

- インターネット
- ANA国内線空港カウンター
- ANA予約・案内センター
- 旅行会社



- 介護割引情報が未登録の場合や、登録内容と異なる区間ではご予約・ご購入いただけません。
- 介護割引情報の有効期間にかかわらずご予約・ご購入いただけますが、ご搭乗時に有効期間が終了している場合には当運賃でご搭乗いただけません。

5

出発日当日は、スキップサービスをご利用ください。

スキップ予約(予約・購入・座席指定)をお済ませの場合は、スキップサービスをご利用いただけます。

※3歳未満の乳幼児をお連れの場合や、車いすをご利用になる場合など、スキップ予約済みであってもスキップサービスをご利用いただけない場合がございます。詳しくはお問い合わせください。



「介護割引」のご利用例

「介護する方」と「介護を必要とされる方」の最寄りの空港を結ぶ1路線限定とさせていただきます。

●直行便の場合



●直行便がない場合



※ANAの直行便がない場合は、出発地と目的地の区間を結ぶ経由地を2箇所まで指定することができます。 ※同一日もしくはご予約可能な最短の日程でご利用ください。 ※運賃は各区間の合算となります。 ※経由地を含めて全旅程の航空券を同時に購入してください。

「介護割引」をご利用いただけない例

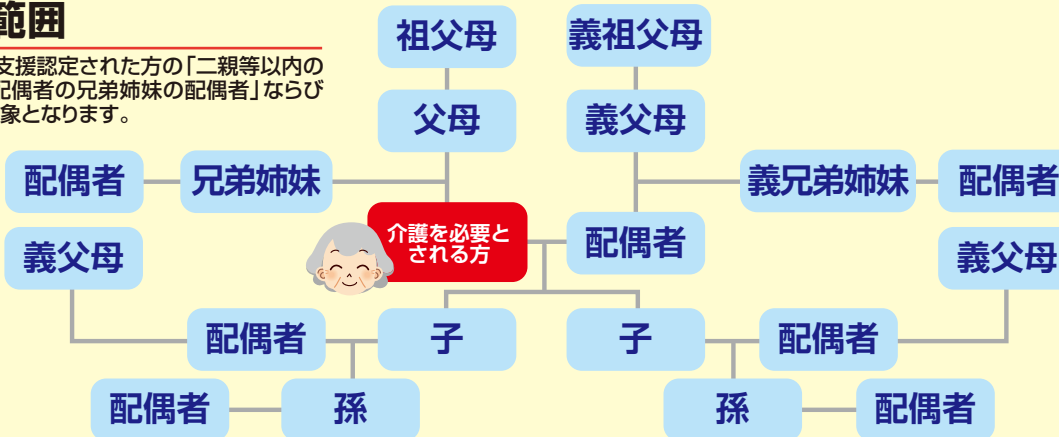


直行便のない場合は全旅程をANA便にて利用可能な経由区間といたします。他社便またはJRなどをご利用の場合は適用できません。

「介護割引」適用範囲

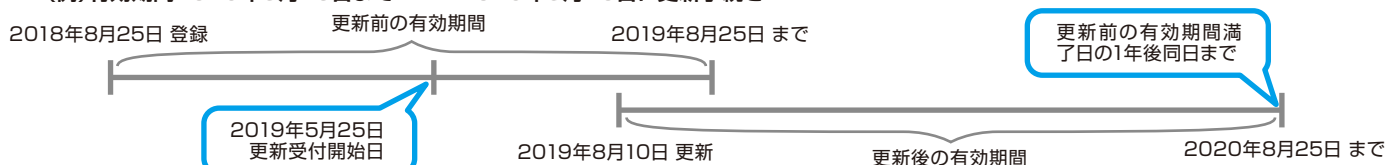
「介護割引」は、要介護または要支援認定された方の「二親等以内の親族の方(満12歳以上)」と、「配偶者の兄弟姉妹の配偶者」ならびに「子の配偶者の父母」に限り対象となります。

「介護割引情報登録」の申請には、「介護を必要とされる方」と「介護する方」のご関係を証明する公的書類(「戸籍謄本」または「戸籍抄本」)をご用意ください。
※ご関係を証明するためには、複数の書類が必要となる場合があります。



介護割引情報の登録更新手続きについて

- 介護割引情報の登録更新手続きは、有効期間満了日の3ヶ月前～1年後まで申し受けます。
- 更新前の有効期間内に更新手続きを行った場合、更新後の有効期間は、更新前の有効期間満了日の1年後同日までといたします。
(例)有効期間2019年8月25日まで → 2019年8月10日に更新手続き



- ◆インターネットでの申請…必要書類【1】【2】の画像データをWEB登録申請フォームへ添付いただけます。
- ◆郵送での申請…【1】【2】のコピーまたは原本と、ANA介護割引情報登録申請用紙(③ページ④参照)を郵送していただけます。
※更新の場合【3】「介護を必要とされる方」と「介護する方」との関係を証明する書類(戸籍謄本等)は不要です。
- ◆右記の場合は、新規登録が必要です。①「介護する方」は既に登録があるが、「介護を必要とされる方」を追加したい。
②「介護を必要とされる方」の登録はあるが、「介護する方」を追加したい。

Q1	最寄りの空港間にANAの直行便がありません。経由便でも良いのでしょうか?	A1	ANAの直行便がない場合は、経由便でも構いません。ただし、経由地は2箇所まで、予め、介護割引情報登録申請用紙に経由地を指定いただき、ANAが確認することが必要です。また、ご利用になる際には、すべての区間を購入していただくことが必要です。一部区間のみの搭乗は不可となります。
Q2	ANAマイレージクラブカードからANAカードへの切り替えを行い、お客様番号が変更となりました。「介護割引情報登録」内容は引き継がれるのでしょうか?	A2	いいえ、引き継がれません。新しいお客様番号への移行登録手続きが必要です。お手数ですが、ANA介護割引情報登録事務局までお電話にてご連絡ください。
Q3	介護割引でプレミアムクラスの利用は可能ですか?	A3	介護割引にはプレミアムクラスの設定はございません。ご搭乗日2日前より、追加料金をお支払いいただくことでアップグレード予約が可能です。
Q4	「介護割引情報登録」の有効期限が切れていますが、更新手続き前に予約することはできますか?	A4	はい、予約・購入は可能です。ただし、ご搭乗日までに更新手続きが完了するよう手続きを行ってください。ご搭乗日当日に有効期限切れとなっている場合には、介護割引でのご搭乗は出来ません。搭乗日当日にご購入可能な運賃の新規購入が必要となりますのでご注意ください。
Q5	私は既に祖父を介護するために登録をしていますが、介護を必要としている人に母を追加する場合、更新手続きで良いのでしょうか?	A5	いいえ。介護を必要とされる方を追加する場合には、新規登録が必要です。更新手続きは、「介護する方」と「介護を必要とされる方」の組み合わせに変更がない場合に限り承ります。
Q6	私は祖父を介護するために登録しております。祖父を介護する人に妹を追加したいのですが、更新手続きで良いのでしょうか?	A6	いいえ。介護する方を追加する場合は新規登録が必要となります。更新手続きは、「介護する方」と「介護を必要とされる方」の組み合わせに変更がない場合に限り承ります。

ANA 介護割引の情報登録申請書類 送付宛先

〒144-8691

日本郵便株式会社 蒲田郵便局 私書箱48号「ANA介護割引情報登録事務局」係
<介護割引情報登録に関するお問い合わせ>

☎03-5860-0757(有料) 営業時間 (月～金)9:00～17:00 (土・日・祝・年末年始) 休

